

会 議

○議事日程 第 6 号

令和 5 年 9 月 11 日 月曜日 午後 1 時開議

第 1

- 第 99 号議案 令和 5 年度茨城県一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 100 号議案 令和 5 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 101 号議案 令和 5 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 102 号議案 令和 5 年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 103 号議案 茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 104 号議案 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 105 号議案 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 106 号議案 県有財産の取得について
- 第 107 号議案 県有財産の売却処分について（旧岩井西高等学校敷地等）
- 第 108 号議案 県有財産の売却処分について（那珂西部工業団地事業用地）
- 第 109 号議案 県が行う建設事業に対する市の負担額について
- 第 110 号議案 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 第 111 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 第 112 号議案 工事請負契約の締結について
- 第 113 号議案 あっせんの申立てについて
- 報告第 4 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について

◇一般質問・質疑

- 高 安 博 明 議員（国民民主党）
- 秋 元 勇 人 議員（いばらき自民党）
- 金 子 晃 久 議員（いばらき自民党）

質 問

◇一般質問・質疑

質問者	質問要旨	答弁者
高 安 博 明 議員 （国民民主党） ※分割方式	1 新たな産業の創出と育成による県内経済の活性化について (1) ベンチャー企業の創出・育成に向けた取組と成果 (2) e スポーツを通じたデジタル人材の育成及び地域産業活性化の取組 2 人口減少社会における人材確保の取組について (1) 看護人材の確保と県内定着に向けた取組 (2) 教育現場における人材確保及び教員の負担軽減に対する取組 3 茨城港の更なる利活用について 4 地球沸騰化の時代における食を支えるための農業の取組について 5 架空料金請求詐欺への対応について	知 事 産 業 戦 略 部 長 保 健 医 療 部 長 教 育 長 土 木 部 長 農 林 水 産 部 長 警 察 本 部 長
秋 元 勇 人 議員 （いばらき自民党） ※分割方式	1 収益性の高い農業の実現に向けての取組について 2 地域の産業に直結する高校教育について 3 鬼怒川・田川合流部の水門設置に合わせた田川無堤防地域の築堤について 4 都市計画道路鹿窪砂窪線について 5 伝統工芸品産業の振興と技法の継承について 6 中小・ベンチャー企業への支援について	知 事 教 育 長 土 木 部 長 土 木 部 長 産 業 戦 略 部 長 産 業 戦 略 部 長

金子晃久議員 (いばらき自民党) ※分割方式	1 本県の科学技術振興ビジョンについて	知事 福祉部長
	2 福祉行政について (1) 取手水害における災害ボランティア対応の検証 (2) 保育施設等の送迎バスに対する安全装置の整備	
	3 「道の駅」を活かした観光戦略について	営業戦略部長
	4 農林行政について (1) 梨の産地振興 (2) 花粉発生源対策	農林水産部長
	5 水防訓練の在り方について	土木部長

用語の解説

- 議事日程：議会の会議は、あらかじめ議長が定める議事日程（会議の順序表）に基づいて進められます。議事日程は、会議の開かれる日ごとに毎日作成され、その日の会議の開かれる予定時刻や、その日に議題とする議案などがその審議される順序で掲載されます。
- 質問・質疑：「質問」とは、県政一般について執行機関（知事等）の姿勢や対応について伺いたすことをいいます。「質疑」とは、提出された議案について疑問や不明確な点を伺いたすことをいいます。
- 代表質問・一般質問：「代表質問」とは、所属する会派を代表して行う質問のことをいいます。「一般質問」とは、議員個々の立場で行う質問のことをいいます。
- 一括方式：質問項目すべてについて一括して質問し、一括して答弁を求める方式です。
- 分割方式：質問の大項目ごとに分割して質問し、その都度、答弁を求める方式です。

傍聴に際してのお願い

- 傍聴に際しては、係員の指示に従い、次のことを守ってください。
- 議事における発言に対して、拍手などにより、賛否を表明しないこと。
 - 雑談したり、大声を出すなど騒がないこと。
 - 帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - 飲食や喫煙をしないこと。
 - 携帯電話機などについては、音が出ないようにし、議事に関する情報の閲覧又は記録(撮影及び録音等を除く。)以外に使用しないこと。
 - その他議事の妨害となるような行為をしないこと。
- このほか傍聴についてわからないことは、係員におたずねください。

議案等提出書類

本定例会に提出された議案は下記に掲載しておりますので、ご覧ください。

茨城県 議案

検索

URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zaisei/kanri/gian.html>



質問者の資料等

本定例会における質問者が使用する資料は、上記の質問一覧に『【資料】』と記載されており、下記に掲載しておりますので、ご覧ください。

URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/gikai/outline/r5/teireikail.htm>

